

国民スポーツ大会東海ブロック大会
大会役員・競技役員編成基準（案）

1 大会役員編成基準

会 長	開催県スポーツ協会会長
副 会 長	関係各県スポーツ協会会長
名誉顧問	(公財)日本スポーツ協会会長、関係各県知事、開催県議会議長
顧 問	(公財)日本スポーツ協会専務理事・常務理事、各県副知事、関係東海競技団体長、各県関係部局長、各県教育長、各県高等学校体育連盟会長、各県中学校体育連盟会長、開催県スポーツ協会顧問
参 与	各県スポーツ協会副会長、開催県関係競技団体長、各県関係主管部 長、各県関係主管課長、開催市町村長、開催県高等学校体育連盟副会長、開催県中学校体育連盟副会長
委 員 長	開催県スポーツ協会理事長・専務理事
副委員長	各県スポーツ協会理事長・専務理事
総 務	各県スポーツ協会常務理事・事務局長、各県関係主管課長補佐
委 員	開催県スポーツ協会理事・監事、開催県関係競技団体理事長・専務理事、各県スポーツ協会事務局次長、各県関係主管課係長、開催県準備委員

2 大会競技役員編成基準

(1) 競技役員の編成は原則として下記の編成基準による。

ア	競技大会	会 長	開催県競技団体会長
イ	競技大会	副 会 長	各県競技団体会長、開催県競技団体副会長
ウ	競技大会	委 員 長	開催県競技団体理事長
エ	競技大会	副委員長	各県競技団体理事長
オ	競技大会	総 務	
カ	競技大会	審 判 長	
キ	競技大会	審 判 員	
ク	競技大会	報 道 員	
ケ	競技大会	医 務 員	
コ	競技大会	補 助 員	

(2) 競技役員及び補助員の人数については、各競技に応じて別に設定する。